

平成27年労第131号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、同所に所在するD会社（以下「会社」という。）において電話契約に関するパソコン入力作業に従事していたが、平成〇年〇月〇日、退社した。

請求人は、退社後の平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「不眠症、不安神経症」と診断され、平成〇年〇月〇日にはF病院に受診し「強迫性障害」との診断を受け、その後、平成〇年〇月〇日、G病院に受診し「統合失調症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人を診察した医師の所見及び請求人の自覚症状等を踏まえ、要旨、請求人は平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F20 統合失調症」(以下「本件疾病」という。)を発病した、と述べており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、同医師の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷についてみると、次のとおりである。

ア「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、心理的負荷をもたらした出来事として、①同僚が仕事上のミスをした際上司から怒られているのを目撃し、自分もミスをすれば同様に

怒られると思い込み、業務中いつも緊張して萎縮していたこと、② J 関連の商品に乗り換える等のノルマがあったこと、③ 上司から注意や指導を受けることがないように、パソコン入力作業が慎重になって確認作業が増えたことを主張している。

(イ) 当審査会において、請求人の上記主張に関し、改めて本件における一切の資料を精査し、検討したが、請求人が主張する上記各出来事の認定基準別表 1 の具体的出来事への当てはめ及び評価は、決定書理由第 2 の 2 の (2) に説示するとおりである。当審査会としても、請求人が主張する上記各出来事による心理的負荷の総合評価はいずれも「弱」であり、その全体評価も「弱」であると判断する。

なお、請求人は、上記主張のほか、本件疾病を発病したことをもって認定基準別表 1 の具体的出来事「(重度の) 病気やけがをした」に該当する旨主張しているところ、上記決定書に説示するとおりであり、請求人の主張は採用することができない。

(4) したがって、当審査会としても、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、「強」には至らないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。